

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
非感染性産業廃棄物 収集・運搬・処理料		札幌病衛28-2A	
		防衛大臣承認	平成 年 月 日
		作 成	平成28年 2月 1日
		変 更	令和 6年 2月 1日
		作成部隊等名	自衛隊札幌病院 衛生資材部

1 総則

1.1 適応範囲

この仕様書は、自衛隊札幌病院において発生した非感染性産業廃棄物の収集・運搬・処理料について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で「官側担当者」とは、本役務を担当する監督官又は検査官をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

法令等

感染性の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）

感染性の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）

感染性の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）

廃棄物処理法第12条第3・4・5項、法第12条の2第3・4・5項及び法第12条の3

廃棄物処理法第12条の第6項・第7項

札幌市条例

2 一般的事項

2.1 収集指定場所

北海道札幌市南区真駒内17番地 自衛隊札幌病院 感染性廃棄物保管庫

原則として上記において収集することとし、上記以外で収集する場合には別に定める。

2.2 注意事項

非感染性産業廃棄物の収集にあたり、当該警備・建物等に損害を与えた場合には速やかに官側担当官に報告し、官側担当官の指示に従い、請負者側の負担において原状に復旧すること。

3 役務に関する要求

3.1 収集日

収集日は毎週月・水・金曜日の3回官側担当官が立会いし、その際予備の容器を確認し補充するものとする。「但し、収集日が祝祭日の場合は官側と調整することとする」

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約業者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を廃棄物処理後速やかにB 2票・B 4票・D票・E表を期限内に提出し、毎月の収集量を官側に官側指定の受領書を提出すること。

4.2 その他

その他不明な点は官側とその都度調整するものとする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	4MTF1CM0005
	調 達 要 求 年 月 日	令和 6年 2月 1日
	作 成 部 課	衛生資材部衛生資材課
	作 成 年 月 日	令和 6年 2月 1日
品 名	非感染性産業廃棄物 収集・運搬・処理料	
仕様書番号	札幌病衛28-2A	
指定事項：		
1 非感染性産業廃棄物の範囲		
非 感 染 性 廃 棄 物 の 種 類		容 器
感染性以外の 医療廃棄物	点滴ボトル，プラスチック容器，プラスチック 製品，アンプル瓶，ガラス製品，使用後のギブ ス，歯科技工物及び薬品使用後の金属製品	1 容量40Lの蓋付容器 2 ビニール袋
2 非感染性廃棄物処理		
2.1 北海道条例・札幌市の条例及び廃棄物処理法に基づき処理すること。		